

佐賀県土地利用基本計画書

佐 賀 県

目 次

前 文	1
1 土地利用の基本方向	
(1) 県土利用の基本方向	2
① 基本理念	2
② 基本的条件の変化	2
③ 県土利用の課題	3
(2) 地域類型別の県土利用の基本方向	6
① 都市	6
② 農山漁村	7
③ 自然維持地域	8
(3) 土地利用の原則	8
① 都市地域	8
② 農業地域	9
③ 森林地域	10
④ 自然公園地域	10
⑤ 自然保全地域	11
2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	11
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	11
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	11
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	12
(4) 農業地域と森林地域とが重複する地域	12
(5) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	12
(6) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	13
(7) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	13
(8) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	13

前 文

土地利用基本計画策定の趣旨

本土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、本県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として策定した。

本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については、個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

1 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

① 基本理念

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産などの諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

② 基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

ア 人口減少・高齢化社会の到来

本県の人口は国勢調査ベースでは、平成7年（884千人）をピークとして減少に転じており、今後も東部地域（鳥栖市、三養基郡、神埼郡）を除きこの傾向は続くと思通される。

また、65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）は平成12年に20%を超えたが、その後も高まると見通される。

総世帯数は、平成22年頃まで増加した後減少することが見込まれているが、単独世帯、特に65歳以上の単独世帯はその後増加することが見通される。

イ 経済社会諸活動の変化

人口の減少・高齢化は、国内市場の縮小、若年労働力の減少をもたらすとともに、生産性の伸びを低下させる可能性があり、結果として、経済の地域間格差を拡大させる方向に作用することが懸念される。

また、グローバル経済の進展、東アジアの急速な経済成長等による競争の激化によって、地域経済の構造的な変化が予想される一方、情報通信技術の発達、新産業分野の成長、東アジア諸国との貿易の拡大等が、本県の成長力や競争力の強化につながることも期待される。

このため、地域によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれる。

一方、県民の価値観やライフスタイルの多様化などの中で、例えば、景観の形成や環境保全への関心の高まりなど、土地利用を経済的利益の観点からだけでなく、公益的観点から重視する人々が増えている。

また、モータリゼーションの進展などによって人々の行動範囲が拡大し

た結果、例えば、都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が行政界を越えて連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられる。

さらに、地域間の交流・連携が進む中で、例えば、森林づくり活動への都市住民の参加など、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な主体が関与する状況もみられる。

ウ 土地利用の動向

総世帯数の増加や東部地域における人口増加に伴う土地需要が当面みられるものの、全体としては地目間の土地利用転換は鈍化するとともに、市街化圧力が更に弱まり、市街地の人口密度の低下が進むことが見通される。

都市内においては、一部の利便性の高い地区での人口増加の一方、それ以外の地区での人口減少が見通される中、既存市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などにより、土地利用効率の低下などが懸念される。

都市周辺部においては、これまで主に農用地の転換を伴って、大規模な住宅団地や商業施設等が立地してきたが、住宅団地内の高齢化が急速に進む中での空き地・空き家の増加やオーバーストア状況とみられる中での商業施設等の撤退による地域環境の悪化などが懸念される。

農山漁村においては、人口減少による空き地・空き家の増加とともに、担い手の不足等によって、これまで中山間地域の畑を中心として発生していた耕作放棄地が、平地農業地域まで拡大することや間伐等の手入れがなされていない荒廃森林が、更に増加することが懸念される。

このようなことから、全体として、県土の管理水準の低下が懸念される。

③ 県土利用の課題

県土利用の課題は、限られた県土資源を前提として、既存ストックを有効に活用し、必要に応じて再利用・再開発を行いつつ、適切に維持管理するとともに、慎重な配慮の下で適切な土地利用転換を図り、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うことである。

また、全体としては土地利用転換圧力が低下しているという状況を県土利用の質的側面を重視していく機会ととらえ、県土利用の質的向上を図ることである。

さらに、これらを含め県土利用の総合的なマネジメントを行うことによって、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な県土管理」を行うことである。

このような持続可能な県土管理という課題への対応に際しては、長期にわたる内外の潮流変化をも展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

ア 土地需要の量的調整

都市的土地利用（「宅地、一般道路等主として人工的施設による土地利用をいう。」以下同じ。）については、土地の高度利用、空き地・青空駐車場等の低未利用地の有効利用の促進により、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る必要がある。

農林業的土地利用を含む自然的土地利用（「森林、河川、海浜等、自然環境の保全を旨として維持すべき土地利用をいう。」以下同じ。）については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と耕作放棄地の活用と発生の防止を図る必要がある。

また、農用地、森林等から宅地、道路等への土地利用の転換については、今後は全体としてその圧力が弱まると見通されるが、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等にかんがみ、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

イ 県土利用の質的向上

県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、安全で安心できる県土利用、循環と共生を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用といった観点を基本とすることが重要である。

その際、これら相互の関連性にも留意する必要がある。

【安全で安心できる県土利用】

近年の災害の多様化・大規模化の傾向や、地震・津波の発生の懸念に加え、ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存の高まり、県土の管理水準の低下や高齢化・過疎化に伴う地域コミュニティの弱体化など、災害に対する脆弱性が大きくなっている中、県土の安全性に対する要請が高まっている。

このため、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方や海面上昇など気候変動の影響への適応も踏まえ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、

被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林の持つ県土保全機能の向上等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

【循環と共生を重視した県土利用】

地球温暖化が進行し、温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、地球規模での生態系の危機等、自然の物質循環への負荷の増大に伴って生じる諸問題、東アジアの経済成長に伴う資源制約の高まりや我が国の消費資源の安定確保に係る懸念等に適切に対処するため、循環と共生を重視した県土利用を基本とすることが重要になっている。

このため、人と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、原始的な自然地域等を核として生態的なまとまりを考慮した生態系ネットワークの形成による自然の保全・再生・創出などを図ることにより、自然のシステムにかなった県土利用を進める必要がある。

【美しくゆとりある県土利用】

美しい農山漁村や落ち着いた都市の景観の毀損、生活環境や自然環境の悪化などが懸念される一方、良好なまちなみ景観の形成や里地・里山の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する県民志向が高まっている中で、安全面や環境面も含め、人と自然の営みの調和を図ることにより、美しくゆとりある県土利用を更に進めていくことが求められている。

このため、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進めるとともに、県民の多様な志向へ適切に対応していく必要がある。

ウ 県土利用の総合的なマネジメント

モータリゼーションの進展等による都市的土地利用の無秩序な拡大、担い手不足等による自然的土地利用の減少や管理水準の低下等、土地利用上の問題が顕在化している中で、県土の利用を総合的にとらえ、地域ごとに土地利用のマネジメントを行っていくことの重要性が高まっている。

このため、県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用

といった一連のプロセスを管理する視点や、県土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ主体的に取り組んでいく必要がある。

その際、各地域ごとに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和ある土地利用を進める観点から、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地域間の適切な調整を図ることが重要である。

エ 県民と県土の関係の新たな流れ（新たな公共）の構築

人口減少や担い手不足等によって、県土の管理水準が低下する中で、所有者や管理者による本来の営みや諸活動が適切に行われることを基本として、地域の身近な魅力や資源を自ら守り育む動きを促進しつつ、環境保全や農山漁村、耕作放棄地、森林などに関心を持つ県民、CSO、企業等の増加を踏まえ、多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理・維持に協働・参加する動き（新たな公共）を促進していく必要がある。

（２）地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。

なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

① 都市

人口減少・高齢化の進展等の中で、拡大型の都市づくりからの転換を図り、既存ストックを生かしたコンパクトな市街地形成に留意しつつ、地域の中心となる都市の拠点性を高めていくことが重要である。

このため、モータリゼーションの進展などに伴う県民の生活・就業活動の広域化の実態を踏まえ、それぞれの拠点の役割や規模に応じた都市機能の集約を図るため、広域的な都市的サービスを担う「広域拠点地区」、地域の都市的サービスやコミュニティを支える「地域拠点地区」、集落や郊外に居住する人々の基礎的なサービスを支える「集落・近隣生活拠点地区」とそれぞれの拠点の核となる地区の形成を図る。

あわせて、各拠点間の交通ネットワークを強化していくことにより、それぞれの拠点地区で不足している都市的サービスを相互に補うことで住民の暮らしやすさを確保するとともに、公共・公益施設の適切な整備や郊外の無秩序な開発の抑制等により、効率的な土地利用を図る。

なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。

また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置すること、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成を図る。

さらに、引き続き人口の増加や産業の集積が見込まれる都市については、将来の人口、産業等の動向や、当該都市の拠点性の高まり、周辺地域をはじめとする各地域との交流・連携の進展の状況等を見通し、自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

② 農山漁村

農山漁村については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様なニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。

このような対応の中で、優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により県土資源の適切な管理を図る。

また、あわせて二次的自然としての農山漁村における景観、県土の生態系ネットワークを構成する生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

特に、農業の規模拡大が可能な地域にあっては、競争力を高めるため生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を図り、農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあっては、生産条件の不利を補正するとともに、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。

さらに、都市周辺の農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活

環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

③ 自然維持地域

高い価値を有する自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、県土の生態系ネットワークの形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により適正に保全する。

その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。

(3) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じるおそれがある地域においては、制度の的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図るものとする。

① 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域については、土地利用の高度化等による都市環境の形成及び低未利用地の有効利用を促進することにより、その合理化及び効率化を図るとともに、災害に対する安全性の向上と美しくゆとりある快適な環境の確保を図り、自然的、社会的特性を踏まえた計画的かつ適正な土地利用を推進していくものとする。

ア 市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。

以下に同じ。）については、既に市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることを考慮し、周辺圏域と有機的に結びついた都市機能が充分発揮されるよう、市街地の開発、交通体系の整備、その他排水、文化施設、緑地等、都市施設の整備を計画的に進める。

イ 市街化調整区域（都市計画法第 7 条第 1 項による市街化調整区域をいう。以下に同じ。）においては、市街化を抑制すべき区域であることを考慮して、特定の場合に限り都市的な利用を認めるものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号による用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の現況に留意しつつ都市的な利用を認めるものとする。

なお、都市計画区域内の樹林地、濠、水辺地など良好な自然環境を形成しているもので都市環境上不可欠なものについては、積極的に保全していくものとする。

② 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域については、都市近郊地域、平坦地域、中山間地域等それぞれの地域の特性に応じた特色ある農業の展開による農業生産力の維持強化を図るため、優良農用地を確保するとともに、その適正な保全と利用の高度化を図る。

また、耕作放棄地等利用度の低い農地用については、周辺土地利用との調整を図りつつ、その活用を積極的に促進するものとし、さらに、快適で活力ある良好な生活環境の形成を図るよう地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を推進していくものとする。

ア 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）内の土地は、直接的に各地域の農業振興の基盤として確保されるべき土地であり、他用途への転用は行われぬものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は後順位に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画が存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

③ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域については、木材生産等の経済的機能及び県土保全、水資源かん養等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林を確保するとともに、その整備と利用の高度化を図る。

また、自然環境の保全を重視する森林については、その適切な維持・管理を図り、さらに、自然とのふれあいの場、青少年教育の場としての総合的な利用を促進するため、多様な森林の造成及び管理水準の向上を図るものとする。

ア 保安林（森林法第 25 条第 1 項による保安林をいう。以下同じ。）については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

イ 保安林以外の森林地域については、林産物の供給機能及び公益的機能の維持増進を図り、適切な森林地域を形成するため、地域森林計画対象民有林の区域においては、次に掲げる森林は極力他用途への転用を避けるものとし、国有林の区域においては、区域設定の趣旨に即して適切かつ合理的な利用を図るものとする。

- 1) 地域森林計画において樹根、表土その他林地の保全に留意すべき森林として定められた森林
- 2) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林
- 3) 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要がある森林として定められた森林
- 4) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要がある森林として定められた森林
- 5) 優良人工造林及びこれに準ずる天然林

④ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域については、余暇時間の増大や自然とのふれあい志向の高まりにより観光、リゾート、休養等の場としてますます重要視されてきた。

このため、優れた自然の風景地など自然景観を維持すべき地域については、適正に保護するものとし、あわせて、自然景観との調和に留意しながら、自然とのふれあいの場としての計画的な整備を進め、適正な利用の促進を図るものとする。

ア 特別地域（自然公園法第 13 条第 1 項又は第 60 条第 1 項による特

別地域をいう。以下同じ。)については、その設定の趣旨に即して優れた自然の風景地の保護及び利用の増進を図るものとする。

イ その他の自然公園地域については、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

⑤ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域については、自然が良好な状態で維持されてきた地域であり、湿原、水辺植生等の貴重な自然環境を形成しており、今後ともその優れた環境について生態系及び景観の維持等の観点から、行為規制等により適正な保全を図るものとする。

ア 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

イ その他の自然保全地域においては、自然環境を保全するため、原則として土地の利用目的の変更は行わないものとする。

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また3以上の地域が重複する地域においては、調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(2)に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用と調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林がその機能を十分に発揮できるよう保全し、その利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域が重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(4) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林の有する諸機能からみて、保安林としての利用を優先するものとする。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(5) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

- (6) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
 - ア 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。
 - イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

- (7) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

- (8) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。